

代金決済の方法の策定及び公表

・仕切及び送金

【条例第 35 条】

- 1 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした日の次の開場日までに、売買仕切書及び売買仕切金(消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含む。以下同じ。)を送付しなければならない。ただし、特約がある場合は、この限りでない。
- 2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格消費税額(地方消費税額を含む。以下この項において同じ。)及び数量(当該委託者の責めに帰すべき理由により第 40 条第 1 項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、価格、消費税額及び数量)を正確に記載しなければならない。
- 3 卸売業者は、第 1 項の売買仕切金を現金又は口座振替その他委託者が指定した支払方法により送付しなければならない。

・委託手数料

【条例第 36 条】

- 1 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の率を定めるときは、あらかじめ規則で定める取扱品目別に市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。
- 2 卸売業者は、前項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命じることができる。

・売買仕切金の前渡し等

【条例第 37 条】

- 1 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししようとするとき、又は出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、その承認をしてはならない。

・出荷奨励金

【条例第 38 条】

- 1 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

・買受代金の即時支払義務

【条例第 39 条】

- 1 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含む。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。
- 2 卸売業者は、前項ただし書の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。
- 3 市長は、前項の規定による届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - (1) 当該特約がその他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
 - (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。
- 4 買受人は、第1項の買受代金を現金又は口座振替その他卸売業者が指定した方法により支払わなければならない。

・卸売代金の変更の禁止

【条例第 40 条】

- 1 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長の指定する検査員が確認したときは、この限りでない。
 - (1) 市場取引の経験から、予見できないかしがあって、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
 - (2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。
 - (3) 表示された量目と内容が著しく相違しているとき。
 - (4) せり人の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- 2 前項ただし書により、確認を受けた卸売業者が当該物品の卸売代金を変更しようとするときは、販売原票に理由を明示し、関係書類を提出して、市長の承認を受けなければならない。

・完納奨励金

【条例第 41 条】

- 1 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金を交付したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

・決済の方法

【条例第 41 条の 2】

市場における売買取引の決済は、第 35 条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。